

ウィリアム・ブラックストン

——その生涯と『イギリス法釈義』——

堀 部 政 男

一 ブラックストンの生涯

サー・ウィリアム・ブラックストン (Sir William Blackstone) の名は、わが国で法律学を学びはじめた者のあいだでは、ほとんど知られていないかもしれない。⁽¹⁾しかし、かれの存在の重要性は、イギリス法ないしアメリカ法を本格的に学べば学ぶほど、明らかになるであろう。本稿は、ブラックストンに関する研究の序説とするために、とりあえず、イギリス近代法史におけるブラックストンの位置について、かれの生涯と代表的な著作である『イギリス法釈義⁽³⁾』(Commentaries on the Laws of England) の体系を中心に検討を試みることにする。

ブラックストンは、ロンドンの絹物商人、市民かつ弓師であったチャールズ・ブラックストンの子として、一七二三年七月一〇日、父の死後に、ロンドンのチープサイド (Cheapside) で生まれた。かれの母もまた、かれが一二歳になるまえに、この世を去ったので、かれは、兄弟たちとともに、ロンドンの外科医である母の兄弟の手にゆだねられた。かれは、チャータハウス・スクール (Charterhouse school) で教育を受け、一五歳のときには、首席を占めた。また、かれは、ミルトン (Milton) に関する韻文で、金メダルを与えられた。

一七三八年、一五歳で、自費生としてオックスフォード

ドのペンブルック・カレッジ (Pembroke College) に入り、古典ばかりでなく、論理学や数学も勉強した。そして、二〇歳のときに、『建築学要論』(The Elements of Architecture) という小著を書き、賞賛された。しかし、かれは、建築学を趣味以上のものとは考えてなく、法律家として生涯を送ることを決心していたのであって、一七四一年には、「法律家の詩神への告別」(The Lawyer's Farewell to his Muse) と題する一篇の詩をものして、イギリスにおける法曹の教育機関の一つであるミドル・テムプル (Middle Temple) に入ってしまった。また、一七四三年一月には、オール・ソウルズ・カレッジ (All Souls College) のフェロウ (fellow) に選ばれたが、かれは、優先的な被選出権を有している設立者の親族ではなかった。三年後(一七四六年一月)には、通常、法廷弁護士と訳されているバリスタ (barrister) になり、ロンドンとオックスフォードをゆききした。新参の弁護士としてのブラックストンは、有力な友人や縁故があるのでもなく、また弁舌流るるがごとしというのでもなかったのだ、あまりはやらなかったが、かれのカレッジと大学のためには多くの有用な仕事をしていた。一七五〇

年には、法学博士の学位をとり、また、大学総長裁判所 (Chancellor's Court) の裁判官である評定者 (assessor) になった。ついで、一七五五年には、大学出版部の代議員に選ばれ、いくつかのきわめて有益な改革をした。その間にかれがローマ法の教授になることができずイギリス法の講義をすることになった経緯については、マンスフィールド卿との関係で後述するが、この講義は、かれの名声を広めた。そのため、法曹界においても有名となり、一七六一年にはアイルランドの民訴裁判所の首席裁判官の地位に就任するように申し出られたが、それを拒否したりした。この年にはまた、王室顧問弁護士 (King's Counsel) に任じられ、さらにヒンドン (Hindon) 区を代表する庶民院議員となつて、政界にも進出した。かれが結婚したのも、この一七六一年であるが、その結果オール・ソウルズ・カレッジのフェロウの地位を失った。しかし、大学との関係は保っていた(ニュー・イン・ホール (New Inn Hall) の長に就任した)。一七六三年には、ミドル・テムプルの評議員 (bencher) となったが、後述するベントラムが、ブラックストンの講義を直接聞いたのは、この年の一二月からのことであった。そし

て、一七六五年、かれが四二歳のときに、『イギリス法
 積義』の第一巻が公刊され（全四巻完成は一七六九年で
 ある）、文章家および法律家としてのかれの名声は、高
 まるのであった。ところが、一七六六年には、かれは、
 教授の地位とニュー・イン・ホルの長の地位を放棄し
 て、オックスフォードと手を切ったのである。

裁判官としてのブラックストンの経歴は、かれが四七
 歳のときの二七〇年にはじまる。かれは、その年に、
 民訴裁判所 (Court of Common Pleas) の裁判官の地位
 をひきうけたが、王座裁判所 (Court of King's Bench)
 のイエツ (Yates) 裁判官が民訴裁判所のほうへ移りたい
 と希望を表明したこともあって、王座裁判所の裁判官と
 なった。ところが、二月一六日に就任して、四カ月ほど
 任にたっただけで、六月の二三日には、はじめの予定ど
 おり、民訴裁判所の裁判官に復帰した。まもなく、イエ
 ツが死去したからである。そして、一七八〇年二月一四
 日にこの世を去るまで、この裁判所の裁判官として在任
 したのである。享年五七歳、裁判官としての在任は、一〇
 年であった。裁判官としてのブラックストンは、「有能」
 ではあったが、かれが注釈者としてそうであったほどに

きわだっていたとはいえない、と評されている。

ブラックストンの法律学上の著作としては、『イギリ
 ス法積義』のほか、かれの業績の大部分を収録した一七
 六二年公刊の『法律論集』(Law Tracts) と一七四六年
 から一七七九年までの王座裁判所の判決を登載した判例
 集二巻 (English Reports の九六巻に収められている)

がある。この『法律論集』の第一論文は、一七五三年に
 はじめたイギリス法の講義の要綱である「イギリス法の
 分析」(Analysis of the Laws of England) であり、
 すでに一七五四年に公表されたものである。第二論文は、
 一七五〇年に書かれた「傍系親族論」(Essay on Collat-
 eral Consanguinity) であって、前述のオール・ソウル
 ズ・カレッジの設立者の血縁者で、フェロウになる優先
 権をもつ者の範囲を拡げることの愚かさを論証しようと
 したものである。第三は、一七五八年に発表した「謄本
 保有権者論考」(Considerations on Copyholders) で、
 エドワードさんげ王とウィリアム征服王の治世に王の直
 轄領であったマナーの土地保有者が、自由土地保有者と
 してナイトの選挙権をもつか、または謄本保有権者とし
 てそれをもたないかの問題について、そのいずれでも

ない中間物であることを論証している。第四論文は、「オックスフォード・プレス考」(Observations on the Oxford Press)で、プレスの実情を訴え、その改革を唱えて、副総長へあてた手紙である。最後の第五は、一七五九年に出された、マグナ・カルタと森林憲章に関する論文で、マグナ・カルタの再発布・確認、一二二四年の森林憲章などを整理したものである。

二 ブラックストンとマンズフィールド

ブラックストンについて語る場合、かれとほぼ同時代の二人の法律家に言及しなければならない。一人は、一七五六年から一七八八年まで王座裁判所の首席裁判官の地位にあったマンズフィールド卿⁽⁴⁾(Lord Mansfield)であり、もう一人は、わが国でも有名な「最大多数の最大幸福」(The greatest happiness of the greatest number)という功利主義を唱えたベンタム⁽⁵⁾(Jeremy Bentham)である。マンズフィールド卿とベンタムは、ともにイギリス近代法の形成において大きな役割を果たしているばかりでなく、ブラックストンと密接な関係をもっている。まず、「ブラックストンとマンズフィールド」につい

てみると、ウィリアム・マレイ(William Murray)(1705-1793)⁶すなわち、ここにいうマンズフィールド卿(一七五六年にマンズフィールド卿になった)は、大法官者としてのブラックストンのいわば育ての親あるいはその才能の発見者であったといってもよいであろう。マンズフィールド卿が、まだ、サー・ウィリアム・マレイで、法務次長(Solicitor General)であった一七五二年に、オックスフォード大学のローマ法の欽定教授(regius professor of civil law)の地位が空席となったので、マレイは、ニューキャッスル公爵(Duke of Newcastle)に対して、ブラックストンを推薦した。しかし、ブラックストンは、ニューキャッスルと会見し、同公爵に対して政治的支持を与える約束をする際にいささかしぶるところがあったために、採用されなかった。ブラックストンは、このことで非常に落胆したが、かれを知るマレイは、今度は、オックスフォードでイギリス法の講義をすることを推めるのであった。そこで、三〇歳のブラックストンは、一七五三年一月六日、イギリスの法学教育史上はじめて、大学でイギリス法に関する「私」講義をしたのである。これは、大冒険であったが、しかし、こ

の冒険は成功し、講義は人気があった。この成功をみたチャールズ・ヴァイナ(Charles Viner)(1678—1756)は、イギリス法の講座をオックスフォードに寄付することを思い立った。かれは、当時の判例の要旨を収録した『判決要録』(Abridgment of Law and Equity)で多くの財産をつくっていたが、一七五六年にその遺産の大部分にあたる一二、〇〇〇ポンドをイギリス法の講座のために寄付した。そして、この講座は、二年後の一七五八年の一〇月二五日には開講し、ブラックストンがその最初の担当者に推されたが、これは、今日でもヴァイナ講座(Vinerian chair)として伝わっている。⁽⁷⁾かれの法学者としての地位は、これによって確立されたといえよう。ときに、三五歳であった。このように、マンズフィールド卿は、ブラックストンを大成させる契機をつくったのであるが、さらに、王座裁判所の首席裁判官であったときに、ブラックストンをその陪席裁判官としてむかえている(一七七〇年)。しかし、「ブラックストンとマンズフィールド」についてみる場合に、最も重要なことは、マンズフィールド裁判所の判決が『イギリス法釈義』の一定部分に大きな影響を与えていることである。

ここでは、詳しく論じられないが、たとえば、筆者がこれまで研究した限りで明らかにしたところによると、マンズフィールド卿のコモン・ローとエクイティとの融合論は、むしろイギリス法の伝統的見解に反しているにもかかわらず、それが『イギリス法釈義』のなかで再現されているのである。⁽⁸⁾そのような『イギリス法釈義』について、マンズフィールド卿は、つぎのように述べている(これは、弁護士を志望する青年の読むべき本について質問を受けたとき、それを推賞して述べたことばである)。「最近まで、わたくしは、そういう質問に、じぶんの満足のゆくように決して答えられませんでした。しかし、ブラックストンさんの釈義の出版このかた、わたくしは決して迷うことはありません。そこに、ご令息は、分析的な推理が、快い明晰な文体で、くりひろげられているのを見出すでしょう。そこで、ご令息は、目につかないようにではありますが、わたくしどもの優れた法律の基礎をなす主要原理を吸いこむことができましょう……」と。

三 ブラックストンとペンタム

つぎに、「ブラックストンとベンタム」⁽¹⁰⁾について考察すると、ベンタム(1748-1832)は、ブラックストンの批判者であったというのが、最も適切な把握方法であろう。前述のように、ベンタムがブラックストンの講義を直接聞くようになったのは、かれが一五歳の一七六三年の一二月からのことであるが、このときの印象をこう述べている。「ブラックストンは、形式的で、きちようめんで、また氣どった講師でした——それは、まさしくかれの書いたものの性格から見ても、あなたがたが予期するところでありましょう。つめたく、ひかえめで、また氣をゆるさないで、ひやかかな誇りを現わしていました。しかし、かれの講義は人氣がありました。ただ、講義の主題は、その当時、広汎な興味をひきおこしませんでした。そして、かれの聴講者は三〇人から五〇人をこえることはありませんでした。」⁽¹¹⁾この傍点を付した部分からも明らかのように、ベンタムの印象では、ブラックストンの講義は人氣はあったものの、広汎な興味をひきおこすものではなく、かれは、その講義を、「反抗の耳をもつて」聴講したのである。

そのような講義の結実である『イギリス法釈義』をブ

ラックストンが執筆したのは、一七世紀の市民革命を経て原始的蓄積の本格的過程が展開し、いわゆる産業革命の初期に属すると考えられる時期であって、かれの著作には、そのような時期の法の状態が反映されているとみてよいであろう。しかし、それは、産業革命の進行にともなう社会の諸変化を認識している者には、現状の維持と賛美、保守主義と樂觀主義としてしかうつらなかつた。ベンタムは、かれの最初の著作であるとともに、かれの功利主義にもとづく立法理論の第一歩となつた、一七七六年の『統治断簡』(A Fragment on Government)において、ブラックストンの『イギリス法釈義』の序論中の主権論をとりあつかっている一部に対する批判を展開した。しかし、ここでは、その詳細を検討することはできないので、ベンタムが序文において、変化しつつある社会をいかに把握し、また、ブラックストンをそのなかでいかに位置づけているかをみると、かれは、まず、つぎのように書き出すのである。「われわれが生きている時代は、いそがしい時代である。そこでは、知識は、完璧へむかつて急速に前進を上げつつある。とくに自然界においては、あらゆる事物は、発見と改良とにみちてい

る。地上のもっとも遠くかくれた地域が、横断され、探検されたこと——あらゆるものに活力をあたえる微妙な空気中の元素は、ごくさいきん、分析されて、われわれに知らされたこと——は、たとえ、ほかのすべてがなかったとしても、この喜ぶべき真理の目ざましい証拠なのである⁽¹²⁾」と。そして、「正邪の尺度をなすものは、最大多数の最大幸福である」という基本的な定理の帰結が、これまで、きわめて不十分な方法と正確さをもって展開されたにすぎないことを指摘するなかで、この功利主義の基本原則を「発見」したものとしての自己の功績を誇っているとみられるが、それにつづいて、法の改良の重要性とその敵について、つぎのようなくだりのなかで言及している。少し長くなるが、ペンタムの論旨のはこび方などをみるうえに参考になると思われるので、引用することにしよう。

「このことは、ともあれ、もし、自然界において発見をすることの余地があるとするならば、また、もし、自然界においての発見を公表することに効用があるとするならば、たしかに、精神界においても、改革をなす余地も、まけずおとらず、あるのであり、また、精神界にお

ける改革を提案することにも、まけずおとらずの効用があるのである。もし、遠隔の国々のことに通曉するようになることが、われわれにとって重要なことがらであり、また有用なことがらであるとするならば、たしかに、われわれみずからの国において幸福に生活する主要手段に、ますます通曉するようになることは、われわれにとって、まけずおとらず、重要なことがらであり、また、まけずおとらず有用なことがらなのである。もし、われわれが呼吸する元素にかんする諸原理を知ることが、われわれにとって重要なことであるとするとするならば、たしかに、われわれが、それらの原理を理解し、かつ、ただ、それによってのみ、われわれがその元素を安全に呼吸する(ことのできる)法律を改良するよう努力することは、まけずおとらず、重要なことである。もし、このような努力にたいして、ある著者が、とくに、高名のある著者が、断乎不屈の敵であり、また、そのようなばあいに期待することのできるかぎり、そのようなものとして自認するものであると、われわれが想像しなければならぬとすれば、われわれは、かれについて、何といふべきであろうか。改革の利害と、それらをとおして、人

類の福祉とは、かれの著作が、——どんな肩書のものにおいてであれ、おそらく、これらの著作が獲得しているであろうところの尊敬と影響力の、すくなくとも、大きい部分が、——てんらくすることと不可分に結合しているのだと、われわれは、いかなければならないのである。⁽¹³⁾

このように述べたペンタムは、「敵」をブラックストンのなかにみいだしていく。すなわち、「そのような敵を、有名な『英法釈義』の著者のうちに見ること、または、すくなくとも、わたくしが見たと想像することは、わたくしの不幸とするところであった（が、それは、たんに、わたくしだけの不幸にとどまらない）。かれこそは、その著作が比類なきほどの広汎な売行きをもち、その主題について、いままでにあらわれた、どんなほかの著者よりも、尊敬、喝采、したがってまた、影響力……のより大きい分前を取得した著者なのである」と。さらに、ペンタムは、『釈義評解』(Comments on the Commentaries)のなかで、ブラックストン批判を行なうが、それについてはここでは割愛しなければならない。

以上のように、ブラックストンは、ペンタムによるき

びしい批判の対象とされたが、しかし、かれの偉大さは、むしろペンタムの批判によって明確になったといえようし、さらに、別の角度からみれば、ペンタムの批判があったにもかかわらず、かれの業績がきわめて大きかったので、その影響は、増大しこそすれ、けっして減じるものではなかったといってもよいであろう。そのことは、『イギリス法釈義』の影響と評価をみるなかで、明らかになるであろう。

四 『イギリス釈義』の体系

ブラックストンが、イギリス法史上、重要な地位を占めているのは、なんといっても、その著『イギリス法釈義』によってである。しかし、この本は、わが国ではほとんど読まれていない。明治初期に、翻訳が出て⁽¹⁴⁾いるが、その後は、そのようなこともなく、専門家のあいだで部分的に読まれているにすぎない状態である。⁽¹⁵⁾したがって、一般の人々のために、まず、この『イギリス法釈義』の体系を明らかにし、つぎに、その評価と影響を示すことが必要であろう。

本書は、序論(Introduction)と四つの編(Book)か

ら構成されている。

第一に、「序論」は、「イギリス法の研究、性質および範囲について」(Of the Study, Nature, and Extent, of the Laws of England)と題して、四つの節(Section)から成っている。それらは、第一節「法の研究について」(Of the Study of the Law)、第二節「法一般の性質について」(Of the Nature of Laws in General)、第三節「イギリス法について」(Of the Laws of England)および第四節「イギリス法に服する諸国について」(Of the Countries subject to the Laws of England)であって、本文は、一二〇頁ある。そのうち、ヘンタムが『統治断簡』と『釈義評解』において批判の対象としたのは、第二節と第三節とであり、第一節は、大学における新しい試み、すなわち、イギリス法を素材としての法学教育が、理由があるものだという事について説いている。

第二に、第一編「人の権利について」(Of the Rights of Persons)は、三六四頁あって、第一章「個人の絶対権について」(Of the absolute Rights of Individuals)から第十八章「法人について」(Of Corporations)にお

よんでいる。ここでは主として人法(Law of persons)について論じられている。また、今日、わが国で基本的人権と呼んでいる概念に相当するものも、この第一章で扱われている。

第三に、第二編「物の権利について」(Of the Rights of Things)は、「財産一般について」(Of Property in General)から「遺言および遺産管理による権原について」(Of Title by Testament, and Administration)にいたる三二章に分かれるが、最初の一二章は主として不動産権の種類を、つぎの一三章はその取得原因を、最後の九章は動産の種類とその取得原因を扱っている。ここで注目しなければならないのは、三二章のうち、少なくとも二三章が不動産法に関係しているのに対し、契約法については第三〇章「贈与、譲与および契約による権原について」(Of Title by Gift, Grant and Contract)のなかで扱われているにすぎないことである。しかも、第二編が五二〇頁あるうち、契約法についてはわずか二八頁があてられているにすぎないのである。

第四に、第三編「私的不法行為について」(Of Private Wrongs)は、本文が四五五頁あって、「単なる当事者の

行為による私的不法行為の救済について」(Of the Redress of Private Wrongs by the mere Act of the Parties) という第一章にはじまり、「エクイティ裁判所における手続について」(Of Proceedings in the Courts of Equity) という第二十七章にわたっている。ここでは、裁判所の種類、構成、管轄権、人の権利および物の権利の侵害としての不法行為、動産および不動産に対する不法行為、裁判の種類、執行などがとりあげられているが、同じ編のなかで、実体法と手続法が扱われていることのほか、契約の不履行が、単なる不法行為としてとらえられ、債務不履行として明確に意識されていないこと、また訴訟方式(forms of action)を中心に説明がなされていることなどが興味深い。

第五に、第四編「公的不法行為について」(Of Public Wrongs) は、「犯罪の性質とその処罰について」(Of the Nature of Crimes, and their Punishment) から「執行について」(Of Execution) にいたる三三三章に、さらに、「イギリス法の起源、進歩および漸進的な改善について」(Of the Rise, Progress, and Gradual Improvements of the Laws of England) という一章が加わり、

本文は四四三頁あって、主として犯罪の種類と裁判手続に関して説明している。そして、最後の第三章は、イギリス法史、とくに憲法史といえるであろうものを論じている。

このように、『イギリス法釈義』は、「人の権利」、「物の権利」、「私的不法行為」、「公的不法行為」という構成になっている。これは、ブラックストンの有名な「法の定義」の論理的帰結である。かれは、「国法は、正しいことを命令し、不正なことを禁止する市民的行動の準則である」⁽¹⁷⁾ (Municipal law is a rule of civil conduct, commanding what is right, and prohibiting what is wrong) と「法を定義し」、「法の本来的かつ主要な目的は、権利と不法行為(Rights and Wrongs)とである」ということになる。したがって、これらの注釈を行なっていくためには、わたくしは、この非常に単純で明白な区分にしたがい、第一に、イギリス法によって、命じられている権利を、そして、第二に、それによって禁止されている不法行為を検討しなければならない⁽¹⁸⁾と述べている。そして、権利には、「人の権利」と「物の権利」があり、また、不法行為は、「私的」なものと「公的」な

ものに分かれる⁽¹⁹⁾として、全体を四部に分けている。これだけを見ると、『イギリス法釈義』の体系は、きわめて単純なようにみられるが、そのなかで論じられている問題はきわめて精緻なかつ高度の技術性をもっているものであることは、原書を一読すれば明らかとなる。

五 『イギリス法釈義』の影響と評価

『イギリス法釈義』は、イギリスおよびアメリカの法と法学に対して、甚大な影響を与えた。そのことは、個々具体的な問題を検討すれば、明確となるが、ここでは、紙数の関係上、かれの著作に関するいくつかの評価をみること満足しなければならない。しかし、ここでとりあげるのは、それに対する積極的評価である。消極的評価については、前述のベントムによるそれとみることである程度まで、その目的を達することができるであろう。まず、イギリスについてみるならば、『イギリス法釈義』は、かれの生前に八版を重ね、一九世紀中葉までその後の版がでたが、一八四一年には、ステイーヴン(Henry John Stephen)がその現代版として新しい版を出し、その『イギリス法釈義』(Stephen's Commentaries

on the Laws of England)は、今日、二〇版をこえている。このようなブラックストンの『イギリス法釈義』について、イギリスの法制史の天才ともいわれたメイトランド(Frederic William Maitland)は、著者に重点をおきながら、「イギリスの歴史において、二度、一人のイギリス人が、全体としてのイギリス法について、偉大で、おもしろく読める、すじみちのおった本を書こうという動機と勇氣と実力をもったことがある⁽²⁰⁾と述べているが、一度は、『イギリスの法律および慣習論』(De Legibus et Consuetudinibus Angliæ)の著者ヘンリ・ド・ブラック⁽²¹⁾トン(Henry de Bracton)(?—1268)によるそれであり、もう一度は、ブラックストンのそれである。このメイトランドによる評価は、その後、幾人かの人々によって再確認されている。たとえば、ホウルズワース(Sir William Holdsworth)は、かれ自身も、『イギリス法釈義』は、「イギリス法の長い歴史の全経過のうちに、いままで現われたところのイギリス法に関する最も完結された本⁽²²⁾」であると規定して、メイトランドの評価を引用している。レヴィ・ウルマン(Henri Lévy-Ullmann)も、その評価をあげ、「ひとりの著者によって書かれた、かくも包括的な

本がイギリスのほかでみい出されるであろうか。われわれの関する限りでは、われわれは、一つもあることを知らない⁽²³⁾」と、フランスの法学界について断定している。さらに、ブラックネット(Theodore F. T. Plucknett)も、肯定的に引用している⁽²⁴⁾。

また、『イギリス法釈義』の現代における影響について、内田教授は、「体系化されたものとしてのイギリス法の解説は、今日でも、まだ、ブラックストンの方法を改良したものの以上に出ているとは、見えないのである⁽²⁵⁾」とまでいい切っている。

つぎに、アメリカについてみると、独立前後の法律文献が少なかった時期のアメリカの法律家は、『イギリス法釈義』|| コモン・ローとしてさえ把握していたといってもよいであろう。そのため、アメリカへのイギリス法の移植は、この著作によるところが大きかった⁽²⁶⁾。そして、連邦憲法、州憲法も、ブラックストンの影響を受けたのである。また、イギリスにおけるステイーヴンと同様な、『イギリス法釈義』の現代版として、ケント(James Kent)の『アメリカ法釈義』(Commentaries on American Law (1826—30))がある⁽²⁷⁾。

パウンド(Roscoe Pound)は、アメリカの独立当初の判例法による法の発達においてブラックストンが果たした役割をこうみている。「だが、裁判所と法律家たちにとって利用できる法的な素材は、イギリスのものであった。自然法にかんするフランスとオランダの諸書は、かれらに指導的な観念をあたえた。しかし、ブラックストンとコークとは、日常の使用のために利用できる法的な教訓をあたえた。法律家たちが、これらの法的教訓を引照し、法学生たちがそれを学んでいくうちに、一つの教えられた伝統(a taught tradition)が確立されるようになったが、そのような教えられた伝統こそは、持続する法を作りあげるものなのである⁽²⁸⁾」と。

また、セイヤ(J. B. Thayer)は、アメリカの法学教育におけるブラックストンの貢献について、「組織的な法律教育にたいする、わたくしどもの初期の企図にたいして、刺戟と模範をあたえましたものは、一八世紀の六〇年代に、オックスフォードにおきまして、わたくしどもの法を総合大学で教えることについてなされましたあの偉大な実験と、その実験の成果の、アメリカ革命よりもすこしまえにおける公刊とでありました。ここ、アメリカに

おきましては、法律家の事務所でこの種のしごとが徹底的におこなわれるための機会と素材とは、僅少でありました。……しかし、えい知と、熟練と、経験と、イギリスの著書にたいするなじみとはこの法律専門職の人たちのあいだで、けつして欠けていたわけではありませんでした。そして、ブラックストンの偉大な功業は、——わたくしどものコンモン・ロウの乱雑な大部を、秩序だった陳述と、ほぼ科学的な形とへ、ひきもどすという、まことにヘルクレスのような力のいるしごとについて、かれが成功をおさめたことは——大西洋の両側におきまして、最大の興味と情熱とをよびましたのであります。(29)「……」と説いている。

これまでの考察で、不十分ながら、ブラックストンとかれの『イギリス法釈義』の重要性は、ある程度まで明らかになったであろう。前述のように、このようなブラックストンについて、わが国ではほとんど知られてなく、また、『イギリス法釈義』も読まれていないのであるが、今後、この国においても、ブラックストンに関する研究がなされ、『イギリス法釈義』が一九世紀における制定

法による変容を受ける以前のイギリス近代法を反映している一つの典型として再認識されることを希望したい。

(1) わが国におけるブラックストンの知名度を測定する適切な方法はないが、たとえば、木村亀二編『近代法思想史の人々』(一九六八年)は、イギリスの法学者として、ベントム、オースティン、メーン、ダイシーの四名をあげ、ブラックストンをとりあげていない。もっとも、ブラックストンは、『近代法思想史の人々』のなかには入りにくいという人もいるかもしれないが、本文から明らかにうけつけてそうではない。

(2) ブラックストンの生涯については、G. P. Macdonell, BLACKSTONE, Sir William, *Dictionary of National Biography*, vol. 2, pp. 595-602; Edward Foss, *The Judges of England; with sketches of their lives and miscellaneous notices connected with the Courts at Westminster, from the conquest to the present time*, vol. 8 (1864), pp. 243-251; Sir William Holdsworth, *A History of English Law*, vol. 12 (1938), pp. 703-709; 内田力蔵「ベントムとブラックストン(1)」——ベントムの立法理論研究への序説、その二——『社会科学研究』一卷四号(一九四九年)一〇一—一七頁参照。ここでは、これらの文献、とくに、内田教授の研究に負うところが大きい。なお、末延三次「ブラックストン」同『英米法の研究』下(一九六〇年)七三三頁以下、高柳賢三『英米法源理

論』〔全訂版〕（一九五七年）一〇三頁以下、田中和夫『英米法の基礎』〔全訂版〕（一九六二年）一九五頁以下、新井正男『イギリス法講義』（一九六五年）六三頁以下など、日本語で書かれたイギリス法ないしアメリカ法関係の文献参照。その他、植村俊平「ブラックストン先生の略伝」、『法学協会雑誌』一〇巻三号（一九九二年）二七二頁以下がある。

(3) 『イギリス法釈義』には、各種の版があるが、本稿では、アメリカで出た *Commentaries on the Laws of England, with notes selected from the editions of Archbold, Christian, Coleridge, Chitty, Stewart, Kerr, and others; Burton Field's Analysis, and additional notes, and a life of the author, by George Sharswood (1875)* を用いた。この『イギリス法釈義』について述べたものとしては、Holdsworth, *Some Aspects of Blackstone and His Commentaries*, 4 *Camb. L. J.* 261 (1932): do, 4 *History of English Law*, vol. 12, pp. 709-737: A. V. Dicey, *Blackstone's Commentaries*, 4 *Camb. L. J.* 286 (1932): 内田「ペンタムとブラックストウン」、『社会科学研究』一卷四号二三—二九頁。

(4) マンスフィールド卿およびかれの業績については、拙稿「イギリス近代法の形成——一八世紀後半における司法的立法研究序説」、『社会科学研究』一九巻一号、二号（一九六七年）、「イギリス近代法の形成——一八世紀後半における司法的立法の展開」、『法学研究』七号（一九六八年）参照。

(5) ペンタムに関する研究は、わが国でも多数でている（田中英夫・堀部政男編『英米法（邦語）文献目録』（一九六六年）二五—二六頁）。とくに、内田「ペンタムの立法理論研究への序説」、『社会科学研究』一卷一号（一九四八年）参照。

(6) ダイシは、マンスフィールドとペンタムを比較してつぎのように評価している。「一八世紀の後半において、法律家および博愛家が、イングランドの法は改正と拡大を必要としてゐるということを認識したときに、この目的は、考えられるところによれば司法的先例の自由な使用によってあるいは議会主権の利用によって、達成されうることには明らかであった。異なっているがしかし同等の天分をもった二人の改革者があらわれた。一人は、マンスフィールド卿で、他は、ペンタムであった。その首席裁判官は、司法的方式の立法と改革を採用し、その功利主義の哲学者は、議会的方式の立法と改革を提唱しまた採用した」と。Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century* (2nd ed., 1941; reissued with a preface by E. C. S. Wade, 1962), p. 81.

(7) イギリス法学史上著名な学者で、この講座の担当者になった人は、比較的多い。本稿で重要な参考文献の筆者としてあげた、ダイシやホルズワースも、そうであった。

(8) 拙稿「イギリス近代法の形成」、『法学研究』七号一九

七頁以下参照。

- (9) John Holliday, *The Life of William Late Earl of Mansfield* (1797), pp. 89—90. 内田「ベンタムとブラックストウン」、『社会科学研究』一卷四号二九—三〇頁参照。
- (10) 内田教授は、ブラックストンとベンタムの相互関連についてつぎのように指摘している。「ひとがブラックストウンの法学的業績を明かにしようとするときに、その説明は、ベンタムが前者にたいして加えた批判におよばなくては、不十分であることを、とうてい、まねかれることができないであろう。それは、一方において、ベンタムの立法理論が、ブラックストウンの法理論にたいする批判の形をとって、その最初の展開をとげた、ということができるとともに、また他方において、ベンタムの批判をおして、ブラックストウンの法学的業績は、その歴史的な意義を十分明確にあらわすようになる、と評しても、よいと思われるからである」と。内田「ベンタムとブラックストウン」、『社会科学研究』一卷四号一頁。
- (11) John Bowring, *The Works of Jeremy Bentham*, vol. 10 (1848), p. 45. 内田「ベンタムとブラックストウン」、『社会科学研究』一卷四号八頁参照。
- (12) Jeremy Bentham, *A Fragment on Government and an Introduction to the Principles of Morals and Legislation* (1948, edited with an introduction by Wilfried Harrison), p. 3. 内田『イギリスにおける遺言と相続（イギリス家族法の基本原理その二）』（一九五四年）九三頁参照。以下、ベンタムの『統治断簡』の訳は、内田教授のそれによる。
- (13) Bentham, *op. cit.*, pp. 3—4.
- (14) *Ibid.*, p. 4.
- (15) ブラックストン著、星亨訳『英国法律全書』（一八七八年）、ブラックストン著、黒石氏解、石川仲甫訳『大英律』（一八八六年）、英ブラックストン著、西村玄道訳『英国治罪法』（一八七九年）。田中・堀部編、前掲、二頁、一八四頁参照。
- (16) たとえば、内田『遺言と相続』九九—一六八頁は、『イギリス法釈義』の第二編のなかの相続理論に関する綿密な紹介である。内田教授は、そのほか、教授自身の研究テーマのそれぞれにおいて、『イギリス法釈義』のそれに相当する部分を中心に論じている場合がある。最近のものとしては、内田「イギリス法における『個人的自由の権利』について——ブラックストンの『絶対権』の観念を中心とするひとつの覚え書き」、『東京大学社会科学研究所編』『基本的人権』四卷（一九六八年）三七—一〇二頁をあげることもできる。教授のこのような研究方法の影響を受けた結果と思われる、『イギリス法釈義』に関する類似の研究方法は、矢頭敏也「英米法におけるニューサンス研究への序説」、『早稲田法学』三二巻一・二号（一九五六年）一七四—一八二頁、同「ブラックストンにおけるニューサンスの

- 位置づけと類型」、『早稲田法学』三四巻三・四号（一九五九年）四七一—五〇〇頁、三六巻一・二号（一九六〇年）二七—八四頁、望月礼二郎「贈本保有権の近代化——イギリス土地所有法近代化の一断面」、『社会科学研究』一一巻一号（一九五九年）七—二五頁、下山英二「イギリス法における基本権——『人身の自由』の制度的定着過程について」、東京大学社会科学研究所編『基本的人権』二巻（一九六八年）二九〇—二九二頁などにみられる。なお、中島義治「ブラックストーンのイギリス憲法論」、『八幡大学法律研究所報』二号（一九六八年）参照。
- (17) Blackstone, *Commentaries*, book 1, p. 122.
- (18) *Ibid.*
- (19) *Ibid.*
- (20) Frederic William Maitland (ed.), *Henry de Bracton's Note Book, A Collection of Cases Decided in the King's Courts during the Reign of Henry the Third* (1887), vol. 1, p. 8.
- (21) ちなみに、Bracton と Blackstone をカタ仮名で表現するところ「ブラクットン」と「ブラックストーン」となり、誤りやすうから注意が必要である。
- (22) Holdsworth, *Sources and Literature of English Law* (1925), p. 155.
- (23) Henri Lévy-Ullmann, *The English Tradition; its Sources and History* (1935, English translation), p. 155.
- (24) Theodore F. T. Plucknett, *A Concise History of the Common Law* (5th ed., 1956), p. 286.
- (25) 内田『遺言と相続』八五頁。
- (26) 『イギリス法釈義』がアメリカで歓迎されたことについて、田中英夫『アメリカ法の歴史上』（一九六八年）三九頁は、「アメリカ人は、初めて、一応の近代化をへたイギリス法全体を系統的に叙述した書物に出会って、歓喜した。早くも一七七一—七二年にフィラデルフィアでそのアメリカ版が刊行されたこと、その出版に際して刊行前の予約が一四〇〇部に達したこと、一七七五年にエドマンド・バークが、本国の議会で、本書がアメリカにおいてイギリス本国とはほぼ同部数売れたと報告していることなどは、その証左である。こうしてアメリカ独立の前後から、ブラックストーンを通じてのイギリス法摂取という現象が見られるようになる」と説明している。
- (27) ケントは「ブラックストンの『イギリス法釈義』を読んで法学に興味をいだくようになったといわれている。なお、『イギリス法釈義』と『アメリカ法釈義』の簡単な比較対照については、田中英夫「前掲」二九四頁参照。
- (28) Roscoe Pound, *The Formative Era of American Law* (1950), pp. 92—93. 内田『遺言と相続』八六—八七頁参照。
- (29) J. B. Thayer, *Legal Essays* (1908), p. 368.

(一橋大学専任講師)